

令和 3 年度

第 4 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年7月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |

<報告事項>

- | | |
|-------|-------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第2号 | 農地の転用事実に関する照会について |

<出席委員> (10名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣 |
| 5番委員：鈴木 孝一 | 6番委員：井口 峰幸 |
| 7番委員：小高 康熙 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事 務 局 長
（秋山課長）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

（渡辺会長あいさつ）

議 長
（渡辺会長）

本日は資料にもございますように第 3 条案件が 9 件、第 4 条案件が 2 件、第 5 条案件が 6 件と議件数が多いので円滑な議事進行につきましてご協力くださいますようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

9 番委員の矢代委員、1 番委員の加曾利委員をお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
（ 寺 井 ）

2 頁をお開きください。

今回は申請案件が 9 件提出されておりますが、先に事務局で一括して説明を行った後にご審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 13。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：480 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：八千代市〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人/高齢にて耕作困難なため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 14。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²他 1 筆で合計 2,042 m²。権利者：番号 14 と同様。義務者：大多喜町

〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地を取得し、経営規模拡大を図るため。譲渡人/経営規模縮小のため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 15。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：763 m²他 3 筆で合計 3,485 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地を取得し、経営規模拡大を図るため。譲渡人/経営規模縮小のため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 16。所在・地番：田代〇〇番。地目：田。地積：1,057 m²他 1 筆で合計 1,117 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自宅に隣接する申請地を取得し、山菜や野菜を栽培したい。譲渡人/自分で耕作することが困難であり、後継者もいないため売買したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 17。所在・地番：面白〇〇番。地目：畑。地積：277 m²他 1 筆で合計 1,850 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/譲受人の希望を受け、自宅に隣接する申請地でキウイフルーツや栗などの栽培を行いたい。譲渡人/農業経営から退くため、譲受人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、本案件につきましては登記の中に永小作権が設定されております。設定されたのは先々代の頃の話ということで、この権利を解消することは難しい状況にあるとのことでありますが、申請者の希望により本件は受理することといたしました。

番号 18。所在・地番：弓木〇〇番。地目：田。地積：143 m²他 23 筆で合計 11,318.95 m²。権利者：勝浦市〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：茂原市〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/譲渡人の要望に応じる。譲渡人/現在町外に住んでおり、高齢で耕作ができないため譲受人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 19。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²他 4 筆で合計 3,845 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/現在小土呂の借地にてバラを栽培し、バラ園を経営している。今後、国道 297 号線沿いの集客しやすい申請地を譲り受け、経営規模を拡大し、切花等の関連商品の販売促進を図りたい。譲渡人/数年前まで耕作してくれた方が亡くなり、自分でも耕作できなくなってきたため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 20。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：277 m²他 2 筆で合計 1,707 m²。権利者：番号 19 と同様。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人については番号 19 と同様。譲渡

人/以前営農の事業拡張で購入した農地だが、購入時荒廃していて利用できなかったため、徐々に開拓していく計画だったが、譲受人の強い希望により譲渡することとしたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 21。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。権利者：番号 19・20 と同様。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人についても番号 19、20 と同様。譲渡人/年前まで耕作してくれた方が亡くなり、自分でも耕作できなくなってきたため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 6 頁に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第 1 号番号 13 から番号 21 について事務局の説明が終わりました。

番号 13 につきましては、9 番委員の末吉委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

末吉委員
(9 番)

ご報告いたします。

6 月 30 日の午前中に申請者〇〇氏立会のもとで現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料にありますように下大多喜田代から作田に抜ける町道沿いに申請者の自宅があり、自宅の脇を抜けた場所にあります。現況は保全管理されており、事務局からの説明にありましたように義務者の〇〇氏は高齢により耕作ができないため、普段管理してもらっている権利者の〇〇氏に譲渡したいとのことで、権利者の〇〇氏も長年自分が管理しており、規模を拡大したいとの意向であります。このようなことから問題はないものと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

末吉委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

議長
(渡辺会長)

私からお伺いしますが、権利者の〇〇氏は、ブドウ栽培をやられている方ですか。

末吉委員
(9 番)

その通りです。

議長
(渡辺会長)

他にご質問はありませんか。

議 場	「なし」の声あり
議 長 (渡辺会長)	それでは質問がないようですので、番号 13 については、許可することとして異議ございませんでしょうか。
議 場	「異議なし」の声あり
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 1 号番号 13 につきましては、許可することと決定いたします。 続きまして番号 14 及び番号 15 につきましては、8 番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいました。関連する案件ですので一括してご報告をお願いいたします。
矢 代 委 員 (8 番)	7 月 3 日に義務者の〇〇氏、権利者の〇〇さん両名への聞き取り及び現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。 申請地は、参考資料にありますように国道 297 号線沿いにあるグランブーケ付近に位置しております。現況は水稻が作付されており、権利者の〇〇氏は申請地の近くに自分が所有している水田が数枚あり、小作でなく自分の所有地として耕作したいと考えているとのこと。権利者の〇〇氏は規模拡大を図っており、真面目に農業経営を営んでおりますので、問題はないものと思われま
議 長 (渡辺会長)	ありがとうございます。ご苦労様でした。 矢代委員からの現地調査報告が終わりました。ご質問のある方は、発言をお願いいたします。
議 場	「問題ないと思います」の声あり
議 長 (渡辺会長)	それでは質問がないようですので、番号 14 及び番号 15 については、許可することとして異議ございませんでしょうか。
	「異議なし」の声あり
議 長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第 1 号番号 14 及び番号 15 につきましては、許可することと決定いたします。 続きまして番号 16 につきましては、4 番委員の森委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。
森 委 員	7 月 1 日の午後に申請者〇〇氏立会により現地調査を実施して

(4 番)

まいりましたので、ご報告いたします。

申請地は、中野の郵便局の手前を小湊方面に向う県道を進み、参考資料の位置図にあるように県道から 300m 入った場所となり、公図をご覧になっていただきますと申請者の〇〇氏の宅地がありますが、その手前の宅地の裏手あたる場所が申請地となります。現況は現在も申請者の〇〇氏がワラビを作付して管理していますが、いつまでも借りたままというのも何なので、購入していままで通り管理して行きたいということでありますので、問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

森委員からの現地調査報告が終わりました。ご質問のある方は、発言をお願いいたします。

議長

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 16 については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議長

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 1 号番号 16 につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして番号 17 につきましては、1 番委員の加曽利委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

加曽利委員
(1 番)

7 月 1 日の午前 9 時から申請者の〇〇氏立会の元に現地調査を実施しました。

申請地は、老川十字路から筒森方面に向かい、大田代地区に入ります。現況につきましては、〇〇番は栗の木が十数本定植してあり、〇〇番は以前義務者が椎茸栽培をしていたビニールハウスの骨組みが残っておりますが、管理されている状態であり、中に一部ブドウの木がありました。申請者の〇〇氏によりますと、今後骨組みの中を利用してブドウ、キウイフルーツを作付し、他の場所には栗の木を植えたいと話していました。特に問題はないと思いますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

加曽利委員からの現地調査報告が終わりました。ご質問のある

方は、発言をお願いいたします。

議長
(渡辺会長)

私からお伺いしますが、申請地の状態はかなり荒れている様子ですか。

加曾利委員
(1 番)

きれいに管理されている状態です。椎茸用のハウスがあったのですが、外や中はきれいに片付けてあり、骨組みだけ残っている状態ですので、そこにキウイフルーツを作付しようと考えているとのことでした。

議長
(渡辺会長)

他に何かご質問のある方はいますか。

議場

「なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 17 については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

「異議なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 1 号番号 17 につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして番号 18 につきましては、4 番委員の森委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

森委員
(4 番)

申請地は県道勝浦上野大多喜線を中野の T 字路から 5 k m 程進んだ場所の左側にあります。参考資料の位置図を見ていただければ分かるかと思いますが、筆数は多いのですが、ある程度まとまっているような場所です。現況は資料に記載している最初の 3 筆はもう 40 年位作付が行われていないので、山林化しているような状態で、地目が畑となっている場所も現況は田となっています。昨年の 2 月に義務者の夫が亡くなりそのまま休耕となっている状態で、草もかなり伸びておりました。今回は売買ということで、このまま買い手が付かずに農地が荒れて行くよりは良いかと考えますので、問題はないものと思われまます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

森委員からの現地調査報告が終わりました。ご質問のある方は、発言をお願いいたします。

議 場

———— 「なし」 の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 18 については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議 場

———— 「異議なし」 の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 1 号番号 18 につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして、番号 19 から番号 21 は 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいました。関連する案件ですので一括して報告をお願いいたします。

矢 代 委 員
(8 番)

7 月 3 日の午前中に権利者の〇〇氏、義務者の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。なお、申請理由が共通ですので、番号 19 から番号 21 まで一括してご説明させていただきます。

申請地は国道 297 号線の白山台交差点から市原方面に直進し、100m 程進んだ右側にあり、番号 19、番号 20、番号 21 のいずれの現況も耕作放棄地となっております。申請者は土地を借りてバラ園を経営していますが、借地ではなく自分の土地を購入したいと考えており、人通りの多い国道沿いで探していたところ、一面荒れている今回の申請地しかないと思い義務者に掛け合い、3 名の方が土地を提供してくれることになったとのことです。耕作放棄地であり、土地から作り上げるということで、この周辺一帯は湿地帯となっていることから農道と同じ高さ位まで嵩上げをしてバラ園を造り上げて行きたいと申請者は話していました。バラ園は農地としてみなされます。徐々に拡大して切花などの販売やジャムの加工なども計画しています。

申請地周辺は耕作放棄地だらけとなっておりますので、問題はないと思われます。また、権利者本人は、耕作放棄地と承知して自らバラ園として土地を活用してくれることに対してありがたく、また、国道沿いが発展してくれることを期待して行きたいと思えます。説明は以上です。よろしくご審議いただきたいと思えます。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

矢代委員からの現地調査報告が終わりました。ご質問のある方は、発言をお願いいたします。

加曾利委員

バラの栽培はハウスで行うのですか。

(1 番)

矢代委員

(8 番)

現在栽培している場所にもほとんどハウスはありませんが、先程もご説明しましたように申請地は湿地帯でありますので、まずは土地の嵩上げを行い、土地を造って徐々にそういう施設を作っていくのでは行くのではないかと思います。

小高委員

(7 番)

矢代委員

(8 番)

資料に直売所とありますが、そのあたりの懸念はないのですか。

最初はバラ園を開始して、許可を取らなければならないものは農地法第5条の申請を行っていくとのことでした。直売所と言ってもテーブルとか直ぐに動かせる状態のものを使用することでしたら農地のままでも問題はありません。

議長

(渡辺会長)

議場

他にご質問はありますか。

—— 「なし」の声あり ——

議長

(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号19・20・21につきましては、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

—— 「異議なし」の声あり ——

議長

(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第1号番号19・20・21につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(寺井)

7頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条による許可申請について」

下記のとおり農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号2。所在・地番：三條〇〇番。地目：田。地積：268㎡。農地種別は2種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：申請地は自宅への進入路及び進入車両の回転場所として使用していたが、農地法の許可を得ていなかったため、許可申請したい。また今後自宅前に物置を増築する事に伴い、これまで使用していた駐車場位置をずらし、申請地に来客用駐車場を確保し、加えてアマチュア無線用アンテナタワーを建設したい。始末書付き。

番号 3。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：畑。地積：1,277 m²。農地種別：2 種。農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇氏。事由：既存する農材具倉庫は一部にアスベストが使用されており、職場環境の安全、衛生面の観点から好ましい状況にないため、会社敷地内の事務所に近い当該申請地に新しく倉庫を建築し、安心して安全な職場環境を作りたい。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局の説明が終わりました。

番号 2 については 4 番の森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

森委員
(4 番)

番号 2 につきましては 7 月 1 日の午後、事務局 2 名と申請者立会いのもと現地調査を実施して来ましたのでご報告いたします。

申請地は西畑郵便局の手前を三条方面に向かってしばらく進み、町道を左折した場所となります。

現況につきましては、事由欄に記載のとおり既に進入路として使用している状態であり、始末書も提出されているということもありますので問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

森委員からの現地調査報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

質問がないようですので、番号 2 については、許可相当とすることで異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 2 号番号 2 につきましては許可相当として決定いたします。

続きまして番号 3 につきましては 9 番の末吉委員が現地調査を担当されましたので、ご報告をお願いいたします。

末吉委員
(9 番)

番号 3 について、6 月 30 日に申請者代理人の〇〇氏と事務局 2 名立会いのもと現地調査を実施してまいりましたので、ご報告い

たします。

申請地は下大多喜の田代から作田に向かう町道の途中を左に入
った場所で、事務所や駐車場に隣接した場所となります。

現況につきましては、以前はハウス栽培をしておりましたが、現
在はハウスはなく整地されている状態でした。周囲は全て申請者
所有の土地でありますので、日照権の問題等もなく、特に問題はな
いものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

末吉委員からの現地調査報告が終わりました。質問のある方は
発言をお願いいたします。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

質問がないようですので、番号 3 については、許可相当するこ
とで異議ございませんでしょうか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 2 号番号 3 につきましては許可相当と
して決定いたします。

続きまして議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に
ついて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
(寺 井)

9 頁をお開きください。

議案第 3 号「農地法第 5 条による許可申請について」

下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請があったの
で、その可否について意見を求める。

番号 8。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：300 m²。
農地種別は 1 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：
大多喜町〇〇番地〇〇株式会社〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地
〇〇〇〇氏。事由：町内で鉄工所を経営しているが、近年業績が伸
びており、現在の施設では手狭となっていることから施設に隣接
している申請地を取得し、事業を拡大したい。転用を伴う所有権移
転。

この他案件が 5 件提出されておりますので、先に一括してご説
明させていただきます。

番号 9。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：980 m²。
農地種別は 1 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者

につきましては番号 8 と同様です。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇氏。事由につきましても番号 8 と同様です。

続きまして番号 10。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²他 2 筆で合計 1,530 m²。農地種別は 1 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇有限会社〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：町内で修理工場、中古車販売等の事業を行っているが、事業規模の拡大を計画しており、現在の施設に隣接している申請地を取得し、業務用の駐車場として活用したい。転用を伴う所有権移転。

番号 11。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：602 m²。農地種別は 1 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者につきましては番号 10 と同様です。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由につきましても番号 10 と同様です。

番号 12。所在・地番：森宮〇〇番。地目：田。地積：1317 m²他 2 筆で合計 2,282 m²。農地種別は 1 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇株式会社〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇氏。事由：町内で電気機械器具及び医療用具の製造販売を行っているが、近年業績が伸びており、従業員数も年々増加していることから、施設に隣接している申請地を取得し、従業員の駐車場として活用したい。転用を伴う所有権移転。

番号 13。所在・地番：森宮〇〇番。地目：田。地積：262 m²。農地種別は 1 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者につきましては番号 13 と同様です。義務者：いすみ市〇〇番地〇〇〇〇氏。事由につきましても番号 12 と同様です。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局の説明が終わりました。

番号 8 及び番号 9 につきましては関連しておりますので、9 番の末吉委員が現地調査を担当されましたので一括してご報告をお願いします。

末吉委員
(9 番)

番号 8 及び番号 9 につきまして、まとめてご報告いたします。

6 月 30 日の午前中に申請者代理人の〇〇氏、事務局 2 名の立会いのもと現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。

申請地は県道大多喜一宮線の下大多喜交差点を 200m 程進み、右折した先になります。地番では 2 筆に分かれていますが現況は 1 筆となっており保全管理されている状態であります。事務局からの説明にもありましたように、近年業績が伸びて現在の施設では手狭となったため申請地を取得して事業を拡大したいとのことで

議長
(渡辺会長)

す。周辺地への日照影響もないと判断できますので、問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

ありがとうございました。

末吉委員からの地調査報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いいたします。

佐川委員
(2番)

事務局にお伺いいたします。

今回番号8から番号13まで全て農地種別が1種となっていますが、これは特例といいますか公益の高いという判断の中で対応したということによろしいですね。

事務局
(寺井)

通常1種判断している所は転用が難しい場所という判断になるのですが、これらの案件の場合例えば既存の施設の拡張ということになりますと1種でも例外的に許可するという県の指針が出ておりますので、それに基づき問題はないと判断しています。

事務局
(伊嶋)

補足でご説明させていただきますと、今回の案件につきましては県知事へ農業振興地域整備計画の変更協議の申出を行っており、本年5月初旬に県知事からの同意を得ております。

佐川委員
(2番)

承知いたしました。

議長
(渡辺会長)
議場

他にご質問のある方はいますか。

—— 「なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

質問がないようですので、番号8及び番号9について許可相当として決定することにご異議ございませんでしょうか。

議場

—— 「異議なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第3号番号8及び番号9につきましては、許可相当とすることとして許可することと決定いたします。

続きまして番号10及び番号11につきましては8番の矢代委員が現地調査を担当されました。この2件につきましても関連する案件ですので、一括してご報告をお願いします。

矢代委員
(8番)

番号10及び番号11について6月30日の午後申請者代理人の〇〇氏、事務局2名の立会いにより現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。なお、申請事由が共通ですので一括して

ご説明させていただきます。

申請地は国道 297 号線の横山セブンイレブン手前の右側にあり、各筆の位置は参考資料に記載されているとおりです。今回、事業の拡大を図り、ロードサービス事業、レッカー事業、中古車販売の強化を図りたく、そのためには駐車場の増設が必要となりました。今ある駐車場が足りない時は路上駐車または工場内に駐車していることもあるので、駐車場を一日も早く安全な場所に設置したいとの事です。申請地は国道に接した土地であり、修理工場にも近く駐車場としても最も適していたので、賃借権設定によりこの場所に決めたとのことです。現況は全てが保全管理されている状態であります。ただし、番号 10 の〇〇番は既に許可を取って使用しておりますが、今回はその残地 153 m²が今回の申請となります。また、番号 11 の〇〇番は高さ 20cm～30cm の埋立を行い、整地した上で使用したいとのことです。隣接への日照の影響もなく、建物も建築しません。排水についても雨水のみで揚水は利用しませんので、問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺委員)

ありがとうございました。

矢代委員からの地調査報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いいたします。

議長

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺委員)

質問がないようですので、番号 10 及び番号 11 について許可相当として決定することにご異議ございませんでしょうか。

議長

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 3 号番号 10 及び番号 11 につきましては、許可相当とすることとして許可することと決定いたします。

続きまして番号 12 及び番号 13 につきましては 6 番の井口委員が現地調査を担当されました。この 2 件につきましても関連する案件ですので、一括してご報告をお願いします。

井口委員
(6 番)

6 月 30 日の午後に事務局 2 名と申請者代理人の〇〇氏立会により現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は国道 465 号線をいすみ市方面に向かい、神保電器の裏手になります。現況につきましては草刈り等保全管理が行われている状態であり、住宅が 1 件ありますが隣接農地への影響はあり

ません。許可後は盛土を行うということでありましたが、大多喜町の山土を使用するということでありましたので、産廃等の心配はないとのことです。地元の優良企業であり工場の増設、社員の福利厚生面からも駐車場の増設を希望し、地権者の同意も得ておりますので、問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

井口委員からの地調査報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

質問がないようですので、番号 12 及び番号 13 について許可相当として決定することにご異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 3 号番号 12 及び番号 13 につきまして、許可相当とすることとして許可することと決定いたします。
議件は以上でございます。

それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事務局
(寺井)

12 頁をお開きください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 2。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：792 m²他 1 筆で合計 1,620 m²。登記原因・日付：相続、令和元年 7 月 20 日。権利者：千葉市〇〇番地〇〇〇氏。

番号 3。所在・地番：筒森〇〇番。地目：畑。地積：492 m²他 3 筆で合計 2,491 m²。登記原因・日付：相続、令和 3 年 5 月 27 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 4。所在・地番：笛倉〇〇番。地目：田。地積：158 m²他 9 筆で合計 5,677 m²。登記原因・日付：相続、令和 3 年 5 月 26 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 5。所在・地番：森宮〇〇番。地目：田。地積：359 m²他 31 筆で合計 19,832.91 m²。登記原因・日付：相続、令和 3 年 6 月 8

日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏他 1 名。

番号 6。所在・地番：弥喜用〇〇番。地目：畑。地積：722 m²他 14 筆で合計 12,788 m²。登記原因・日付：相続、令和 3 年 6 月 18 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 7。所在・地番：田丁〇〇番。地目：田。地積：2,491 m² (持分 3/4) 他 6 筆で合計 4,047.58 m²。登記原因・日付：相続、令和 3 年 6 月 22 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇氏。

番号 8。所在・地番：弓木〇〇番。地目：田。地積：143 m² 他 23 筆で合計 11,318.95 m²。登記原因・日付：相続、令和 3 年 6 月 9 日。権利者：茂原市〇〇番地〇〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です。

続きまして報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 5。所在・地番：原内〇〇番。地目：田。地積：13 m² 他 1 筆で合計 92 m²。変更登記地目：いずれも山林。登記原因・日付：昭和年月日不詳地目変更。調査・報告地目：令和 3 年 6 月 10 日現地調査。現地調査につきましては午後から 5 番委員の鈴木委員と所有者代理人の〇〇氏、事務局 2 名立会のもと実施しました。照会地の現況は、女竹や雑草が繁茂しており、また、面積も小さく法面となっているため、耕作し難い土地であることが確認できたため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 6。所在・地番：原内〇〇番。地目：田。地積：59 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：昭和年月日不詳地目変更。調査・報告地目：令和 3 年 6 月 10 日現地調査。こちらの現地調査につきましても番号 5 と同様に 5 番委員の鈴木委員と所有者代理人の〇〇氏、事務局 2 名立会のもと実施しました。照会地の現況は、原内〇〇番地への進入路として舗装され、使用されていた。昭和の終わり頃から現況に変わっていたものと推察しても現在に至るまで 30 年以上の年月が経過していることから、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告事項は以上で終了となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局
(伊 嶋)
議長
(渡辺会長)

特にございません。

なしとのことですので、以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 3 0 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月6日

議 長 渡辺忠洋

署名委員 末吉章二

署名委員 加曾利益弘